平成２２年（フ）第６２号
埼玉県川口市戸塚境町28番８号　ベルヴィーユ壱番館205号室、破産手続開始時の住所埼玉県越谷市大字西新井935番地７
破産者　新井　福治
１　決定年月日　平成23年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第３４０号
千葉県市川市南大野１丁目29番29号
破産者　西尾　秀敏
１　決定年月日　平成23年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５３２号
千葉市若葉区加曽利町930番地５、住民票上の住所千葉市中央区都町1289番地６　大塚方
破産者　初川　和子
１　決定年月日　平成23年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５７５号
千葉県習志野市大久保１丁目22番９号
破産者　三橋　敏次
１　決定年月日　平成23年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６０７号
千葉県船橋市藤原３丁目26番３号
破産者　平栗　憲一
１　決定年月日　平成23年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７３８号
千葉市稲毛区天台２丁目13番３号
破産者　島村　　均
１　決定年月日　平成23年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７３９号
埼玉県越谷市千間台東１丁目１番地２
破産者　秋田木材株式会社
１　決定年月日　平成23年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７６０号
千葉市花見川区幕張本郷７丁目40番19号
破産者　齋藤　曜子
１　決定年月日　平成23年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６７１号
東京都八王子市横川町108番地８－４
破産者　株式会社アイホーム
１　決定年月日　平成23年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６７２号
東京都八王子市大楽寺町430番地１
破産者　枕邊　正一
１　決定年月日　平成23年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７０２号
横浜市保土ケ谷区権太坂２丁目２番７号
破産者　東海道路サービス株式会社
１　決定年月日　平成23年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２０４号
神奈川県藤沢市遠藤2765番地１
破産者　神奈川軽貨物株式会社
１　決定年月日　平成23年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４２５号
静岡県磐田市中泉596番地の８
破産者　有限会社寿し清
１　決定年月日　平成23年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５２４号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東１丁目18番17号
破産者　有限会社魚新
１　決定年月日　平成23年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１６９５号
神戸市長田区浜添通３丁目１番17号
破産者　株式会社関西通信
１　決定年月日　平成23年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７１号
兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北２丁目168番地
破産者　株式会社ジー・アンド・ビー
１　決定年月日　平成23年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１９４号
兵庫県加古郡播磨町北野添２丁目22番９号
破産者　株式会社ヴァンコム
１　決定年月日　平成23年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２１９号
群馬県高崎市宮沢町656番地２
破産者　有限会社橋本産業
１　決定年月日　平成23年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３９８号
埼玉県深谷市上柴町東３丁目３番地１
破産者　深谷運輸倉庫株式会社
１　決定年月日　平成23年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３９９号
埼玉県深谷市西島町３丁目１番地７
破産者　株式会社スギヤマ
１　決定年月日　平成23年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２２２号
東京都東大和市仲原１丁目１番地の21ルミエール仲原203号室
破産者　甲斐　房子
１　決定年月日　平成23年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２３３号
埼玉県入間市豊岡１丁目１番１号　1127、開始決定時の住所東京都立川市羽衣町２丁目４番４号モナークキャッスル立川スカイガーデン302号
破産者　鈴木　憲章
１　決定年月日　平成23年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部